

国立大学法人旭川医科大学学長選考規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長  
学長職務代理 理事 松野丈夫

国立大学法人旭川医科大学学長選考規程の一部を改正する規程

国立大学法人旭川医科大学学長選考規程（平成17年旭医大達第34号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(選考時期)</p> <p>第2条 学長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。</p> <p>(1) 学長の任期が満了するとき。</p> <p>(2) 学長が辞任を申し出たとき。</p> <p>(3) 学長が欠員となったとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(学長候補者の推薦)</p> <p>第4条 学長選考会議は、学長候補者の選考に当たり、学長候補者にふさわしいと思料される者（以下「学長候補適任者」という。）を推薦できる者（以下「推薦資格者」という。）から推薦を求めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(選考時期)</p> <p>第2条 学長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。</p> <p>(1) 学長の任期が満了するとき。</p> <p>(2) 学長が辞任を申し出たとき。</p> <p>(3) 学長が欠員となったとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(学長候補者の推薦)</p> <p>第4条 学長選考会議は、学長候補者の選考に当たり、学長候補者にふさわしいと思料される者（以下「学長候補適任者」という。）を推薦できる者（以下「推薦資格者」という。）から推薦を求めるものとする。</p>

2 推薦資格者は、次に掲げる者とする。ただし、第2号から第10号に掲げる者については、非常勤職員は除く。

- (1) 学長及び理事
- (2) 専任の教員
- (3) 事務局長，事務局次長，課長及び課長補佐
- (4) 学長政策推進室の室長及び室長補佐
- (5) 監査室の室長及び室長補佐
- (6) 病院に置かれる部署の技師長，技士長，副技師長及び副技士長
- (7) 副薬剤部長
- (8) 看護部長及び副看護部長
- (9) 栄養士長
- (10) 技術専門員

3～6 (略)

(略)

(意向聴取)

第9条 学長選考会議は、学長候補者が複数の場合には投票により意向聴取を実施するものとし、学長候補者が1人の場合には、投票による意向聴取を実施することができる。

2 前項の意向聴取の対象者（以下「意向聴取対象者」という。）は、第4条第2項各号に掲げる者とする。

3 前2項の意向聴取の実施手続き等について必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

(略)

(学長の任期)

第13条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は2年とし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

2 推薦資格者は、次に掲げる者とする。ただし、第3号から第10号に掲げる者については、非常勤職員は除く。

- (1) 学長及び理事
- (2) 専任の教員
- (3) 事務局長，事務局の部長，課長及び課長補佐
- (4) 学長政策推進室の室長及び室長補佐
- (5) 監査室の室長及び室長補佐
- (6) 中央診療施設等の技師長及び副技師長
- (7) 副薬剤部長
- (8) 看護部長及び副看護部長
- (9) 栄養士長
- (10) 技術専門員

3～6 (略)

(略)

(意向聴取)

第9条 学長選考会議は、学長候補者が複数の場合には投票により意向聴取を実施するものとする。

2 前項の意向聴取の対象者（以下「意向聴取対象者」という。）は、第4条第2項各号に掲げる者とする。

3 前2項の意向聴取の実施手続き等について必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

(略)

(学長の任期)

第13条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号又は第3号の事由により選考された後任の学長の任期は、その就任の日から3年を経過した日以後における最初の6月30日までとし、1回に限り再任されることができる。ただし、再任された場合の任期は2年とする。（新設）

（規程の改廃）

第14条 この規程の改廃は、学長選考会議の議に基づき行わなければならない。

2 前条に規定する学長の任期を変更しようとするときは、学長選考会議は、第9条に規定する意向聴取対象者の過半数の同意を得なければならない。（新設）

（略）

#### 附 則

この規程は、令和3年8月11日から施行し、改正後の第14条第2項の規定は、施行日以降に最初に選考される学長が就任した日から適用する。

#### 【改正理由】

学長が再任された場合の任期等を見直すとともに、学長が欠けたときの後任の学長の任期等について定める必要があるため、所要の改正を行うものである。

（規程の改廃）

第14条 この規程の改廃は、学長選考会議の議を経なければならない。

（略）